市川市監査委員告示第10号

令和2年度第1期財務監査及び行政監査 の結果に関する報告及び監査委員の意見 の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第 1項による財務監査及び同条第2項による行政監査の結 果に関する報告及び監査委員の意見について、同条第9 項及び第10項の規定により別紙のとおり公表します。

令和2年12月28日

市川市監査委員 菅 原 卓 雄

同 白 土 英 成

同 稲葉健二

同 宮本 均

監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第1項による財務監査
- (2) 地方自治法第199条第2項による行政監査

2 監査の対象

(1) 事務事業の範囲

令和元年度事務事業(必要に応じて令和2年度分及び過年度分も対象とした。)

- (2) 対象部署
 - ① 市民部

地域振興課、ボランティア・NPO課、市民安全課、市民課、 総合市民相談課、国民年金課、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター

② 街づくり部

都市計画課、街づくり推進課、まち並み景観整備課、開発指導課、 建築指導課、設計監理課、新庁舎建設課

③ 道路交通部

交通計画課、道路管理課、道路建設課、道路安全課

④ 水と緑の部

下水道経営課、河川・下水道管理課、河川・下水道建設課、公園緑地課、 動植物園

⑤ 消防局

消防総務課、企画管理課、指令課、予防課、警防課、救急課、 東消防署、西消防署、南消防署、北消防署

⑥ 議会事務局

庶務課、議事課

⑦ 選挙管理委員会事務局

3 監査の着眼点

(1) 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ正確に行われているかを主眼とし、最少の経費で最大の効果を挙げているかという観点も踏まえ監査を実施した。

(2) 行政監査

事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼とし、 事務の執行が適正かつ正確に行われているか、市の組織及び運営が合理的である かという観点も踏まえ監査を実施した。

4 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和2年4月1日から同年12月25日まで

(2) 調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、 必要により現地調査を実施した。

- (3) 日程及び実施場所
 - ① 事務局による予備監査 令和2年4月1日から同年10月27日までの期間、監査の対象部署の事務室 等において実施した。
 - ② 監查委員監查

令和2年11月5日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施 した。

5 監査の結果

所管する事務事業は、下記の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分

指摘事項:法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等(軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められるものを除く。)

指導事項:軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められる事項等

(1) 指摘事項

① 自転車等駐車場使用料(定期使用)について(道路交通部 交通計画課) 自転車等駐車場の定期使用(月を単位として、使用を開始する月から当該月 の属する年度の3月までの間を使用期間として使用すること)について、市は 使用予定者に対して調定を行った後で納入通知書を発送し、使用料が納期限ま でに納付された場合に使用を許可している。

ただし、納期限までに納付されなかった場合には、その者が自転車等駐車場の使用を放棄したものとみなしキャンセル扱いとしているが、調定の変更手続 (減額調定)は、キャンセル扱いの都度ではなく、出納整理期間の末日である 5月31日に当該年度分を一括して行っていた。

市川市財務規則第30条では、収入を調定した後にその内容に変更又は取消しの必要があるときは、直ちに調定書により変更等の手続を行わなければならないと規定されていることから、当該処理はこの規定に反するものである。

なお、同様の事務処理は、平成28年度、平成30年度の監査においても見受けられたため、適切に事務処理を行うようそれぞれ口頭注意としていたが、今回も従前と同様の状況であった。

このことから、同規則に基づく適正な事務処理体制を早急に構築するととも に、さらなる事務の改善を図られたい。

② 市川市大町公園バラ園等管理業務委託料の支払事務について(水と緑の部 動植物園)

動植物園は、令和元年度の市川市大町公園バラ園等管理業務について受託者と契約を締結し、完了検査終了後に一括払いの請求書を受領したが、支払処理の誤認等により令和元年度の出納整理期間を経過し、本来は令和元年度予算で支出すべき委託料 7,000,192 円を令和 2 年度予算から過年度支出することとなった。

過年度支出は、地方自治法第208条で規定されている会計年度独立の原則を 例外的に緩和する措置であることから、会計年度内に確実に支出するよう事務 処理を見直すとともに、執行状況を適切にチェックする組織体制を構築し、適 正な財務事務を行われたい。

(2) 指導事項(監査結果報告には件数のみを記載)

区 分	件 数
歳入	3
歳出	0
財 産	0
補助金	3
契 約	5
公 金	3
文 書	6
その他	2
合 計	22

6 監査委員の意見

今回の監査を踏まえ、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき次のとおり意見を付記する。

(1) 屋外広告物の許可について(道路交通部 道路管理課)

屋外広告物を設置しようとする場合、設置者は千葉県屋外広告物条例及び同施 行規則に基づき許可申請手続を行う必要があり、許可等の事務については、県か らの権限移譲を受けて、市町村が行っている。

窓口となる各市町村は、許可申請に対する審査事務に関し、手数料条例に基づき、許可を受けようとする者から手数料を徴収しており、許可の有効期間は短いもので1月以内、長いもので3年以内である。また、施行規則において、屋外広告物等の表示(設置)許可の有効期間が満了した場合、更新の許可を受けようとする者は許可の有効期間満了の日の2週間前までに屋外広告物等更新許可申請書を、更新の許可を受けない者は遅滞なく除却し屋外広告物等除却届出書を提出しなければならないとされている。

しかしながら、許可の有効期間が満了したにもかかわらず、更新や除却の手続をとっていない屋外広告物等や、未申請及び許可基準外の屋外広告物等に対し、適切な対応がとられていなかった。このことは、千葉県屋外広告物条例が、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とし定められていることや、手数料の徴収に係る負担の公平性の観点からも看過できないものである。

よって、屋外広告物に係る事務の実施体制を強化し、適時、実態調査などの方法により、屋外広告物等の設置状況を把握するとともに、申請及び更新、並びに除却の手続をとっていない屋外広告物の設置者に対し適切な指導を行うなど、事務の適正な執行を図られたい。